

旧おでかけパスポート取扱規則 新旧対照表

改正後	改正前
<u>旧</u>おでかけパスポート取扱規則 <u>(効力)</u> <u>第 1 条 本規則は、長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「本協議会」という。）が発行した別表 1 に示したカード（以下、「旧おでかけパスポート」という。）について適用するものとし、本協議会が発行する別表 2 のカード（以下、「新おでかけパスポート」という。）には適用しない。</u> <u>(目的)</u> 第 2 条 長野市の高齢者の使用に供する <u>旧おでかけパスポート</u> について、そのサービス内容と使用条件を定め、もって高齢者福祉の増進と使用者の利便性向上及び業務の適正な遂行を図ることを目的とする。 <u>(適用範囲)</u> 第 3 条 <u>旧</u>おでかけパスポートに係る取扱については、<u>旧</u>KURURU 取扱規則で定めるほか本規則で定める。 2 <u>旧</u>おでかけパスポートの対象路線及び <u>旧</u>おでかけパスポートを媒体とする乗車券等としての使用については、<u>旧</u>KURURU 取扱規則、本規則、アルピコ交通株式会社及び長電バス株式会社の運送約款、長野市乗合タクシーの運行契約書及び協定書、長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例、すざか市民バス運行業務委託契約及び協定書、すざか乗合タクシー運行業務委託契約及び協定書、高山村地域公共交通の運行及び管理に関する条例、高山村支線交通業務委託契約書及び協定書、飯綱町 i バス運行協定書等で定める。 3 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、<u>本協議会</u>において適切に判断をする。 <u>(旧おでかけパスポートの種類)</u> 第 4 条 本協議会が発行する <u>旧</u>おでかけパスポートの種類は、<u>旧</u>おでかけパスポート一般カード及び <u>旧</u>おでかけパスポート障害者カードとし、各カードの総称として <u>旧</u>おでかけパスポートという。	おでかけパスポート取扱規則 <u>(新設)</u> <u>(目的)</u> 第 1 条 長野市の高齢者の使用に供する <u>KURURU</u> カードについて、そのサービス内容と使用条件を定め、もって高齢者福祉の増進と使用者の利便性向上及び業務の適正な遂行を図ることを目的とする。 <u>(適用範囲)</u> 第 2 条 おでかけパスポートに係る取扱については、KURURU 取扱規則で定めるほか本規則で定める。 2 おでかけパスポートの対象路線及びおでかけパスポートを媒体とする乗車券等としての使用については、KURURU 取扱規則、本規則、アルピコ交通株式会社及び長電バス株式会社の運送約款、長野市乗合タクシーの運行契約書及び協定書、長野市有償旅客運送自動車の設置等に関する条例、すざか市民バス運行業務委託契約及び協定書、すざか乗合タクシー運行業務委託契約及び協定書、高山村地域公共交通の運行及び管理に関する条例、高山村支線交通業務委託契約書及び協定書、飯綱町 i バス運行協定書等で定める。 3 本規則に定めのない事項については、法令の定めによるほか、<u>長野市公共交通活性化・再生協議会（以下「本協議会」という。）</u>において適切に判断をする。 <u>(おでかけパスポートの種類)</u> 第 3 条 本協議会が発行するおでかけパスポートの種類は、おでかけパスポート一般カード及びおでかけパスポート障害者カードとし、各カードの総称としておでかけパスポートという。

改正後	改正前
2 <u>旧</u>おでかけパスポートは、個人を特定する氏名、生年月日、性別、電話番号等の情報がカードと本協議会のシステムに記録され、券面に氏名等を記載し、記名人本人が使用する<u>旧</u> KURURU カードをいい、IC 定期乗車券の機能を搭載しない。 (<u>旧</u>おでかけパスポートの使用方法)	2 おでかけパスポートは、個人を特定する氏名、生年月日、性別、電話番号等の情報がカードと本協議会のシステムに記録され、券面に氏名等を記載し、記名人本人が使用する KURURU カードをいい、IC 定期乗車券の機能を搭載しない。 (おでかけパスポートの使用方法)
第4条 <u>旧</u>おでかけパスポート障害者カードを用いて乗車するときは、バスの降車時に障害者手帳等を乗務員に提示しなければならない。	第4条 おでかけパスポート障害者カードを用いて乗車するときは、バスの降車時に障害者手帳等を乗務員に提示しなければならない。
2 <u>旧</u>おでかけパスポートを用いて令和7年2月15日から令和7年2月28日までの間に乗車するときは、バスの降車時に<u>旧</u>おでかけパスポートを乗務員に提示しなければならない。 (制限事項)	2 おでかけパスポートを用いて令和7年2月15日から令和7年2月28日までの間に乗車するときは、バスの降車時に<u>旧</u>おでかけパスポートを乗務員に提示しなければならない。 (制限事項)
第5条 <u>旧</u>おでかけパスポートは、当該記名人以外が使用することはできない。	第5条 おでかけパスポートは、当該記名人以外が使用することはできない。
2 <u>旧</u>おでかけパスポートは、令和7年3月1日以降は使用することはできない。 (個人情報の取扱)	2 おでかけパスポートは、令和7年3月1日以降は使用することはできない。 (個人情報の取扱)
第6条 使用者が長野市長あてに個人情報提供の同意を提出し、本協議会が長野市長から提供を受けた個人情報及び使用者が<u>旧</u>おでかけパスポートを申し込むときに提出した個人情報は、本協議会が管理する。	第6条 使用者が長野市長あてに個人情報提供の同意を提出し、本協議会が長野市長から提供を受けた個人情報及び使用者が<u>旧</u>おでかけパスポートを申し込むときに提出した個人情報は、本協議会が管理する。
2 本協議会は、取得した個人情報を次の目的で利用する。 (1) <u>旧</u>おでかけパスポートの発行・変更・解約・再発行等の申込内容の確認 (2) 本協議会から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認 (3) 統計情報の基礎資料として利用する場合等、個人を特定できないように修正した上で使用する場合がある。 3 本協議会は、取得した個人情報を、<u>旧</u> KURURU 交通事業者及び<u>旧</u> KURURU 取扱事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがある。 (使用者の同意)	2 本協議会は、取得した個人情報を次の目的で利用する。 (1) おでかけパスポートの発行・変更・解約・再発行等の申込内容の確認 (2) 本協議会から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認 (3) 統計情報の基礎資料として利用する場合等、個人を特定できないように修正した上で使用する場合がある。 3 本協議会は、取得した個人情報を、KURURU 交通事業者及び KURURU 取扱事業者からの照会に応じて、その事業者に知らせることがある。 (使用者の同意)
第7条 使用者は、本規則及び本規則に基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。 <u>(削除)</u>	第7条 使用者は、本規則及び本規則に基づいて定められた規定を承認し、かつ、これに同意したものとする。 <u>(発行費)</u>
	<u>第8条 本協議会は、おでかけパスポートを発行する際に、発行費としてカード1枚につき300円を収受する。</u>

改正後	改正前
(カードの失効) 第8条 遺失物法の適用を受け、公告期間を経過した<u>旧</u>おでかけパスポートは失効する。 2 前項その他の規定にかかわらず、令和8年3月31日の終了を以て全ての<u>旧</u>おでかけパスポートは失効する。 3 失効した場合、<u>旧</u>おでかけパスポートに記録されている一切の金銭的価値等の返却を請求することはできない。 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> (カードの券面) 第9条 <u>旧</u>おでかけパスポートは、その券面に表示すべき事項が不明となったときは、使用することができない。 2 券面表示事項が不明となった<u>旧</u>おでかけパスポートは、速やかにカードを差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。 (改氏名による<u>旧</u>おでかけパスポートの書換え) 第10条 使用者が<u>旧</u>おでかけパスポートに記録された氏名を改めた場合は、当該<u>旧</u>おでかけパスポートは使用することができない。	<u>2 使用者がおでかけパスポートを返却した場合でも、本協議会は発行費を返却しない。</u> (カードの失効) 第9条 遺失物法の適用を受け、公告期間を経過したおでかけパスポートは失効する。 2 前項その他の規定にかかわらず、令和8年3月31日の終了を以て全てのおでかけパスポートは失効する。 3 失効した場合、おでかけパスポートに記録されている一切の金銭的価値等の返却を請求することはできない。 <u>(カードの発行)</u> <u>第10条 おでかけパスポートの発行希望者が、長野市長あての申込書に必要事項を記入し、個人情報提供の同意を併せて提出した上で、引換券を添えて発行を請求したときおでかけパスポートを発行する。なお、おでかけパスポート障害者カードの発行希望者は、障害者手帳等を併せて提示しなければならない。</u> <u>2 おでかけパスポートは、原則として同一使用者に対し2枚以上の発行を行わない。</u> <u>(カードの発行箇所)</u> <u>第11条 おでかけパスポートは、「別表」のKURURU取扱窓口、長野市役所及び同支所・連絡所で発行する。ただし、窓口等での発行が困難と認められる者に限り、郵送等による発行を行うことができる。</u> <u>2 本協議会は、発行希望者があらかじめ長野市長あて提出した発行箇所又は発行方法に基づき発行する。</u> <u>3 本協議会は、前項で定めた発行箇所以外でおでかけパスポートを発行することがある。</u> (カードの券面) 第12条 おでかけパスポートは、その券面に表示すべき事項が不明となったときは、使用することができない。 2 券面表示事項が不明となったおでかけパスポートは、速やかにカードを差し出して、券面表示事項の再表示を請求しなければならない。 (改氏名によるおでかけパスポートの書換え) 第13条 使用者がおでかけパスポートに記録された氏名を改めた場合は、当該おでかけパスポートは使用することができない。

改正後	改正前
2 前項の場合、使用者は速やかに別に定める申込書を提出し、氏名の書換えを請求しなければならない。	2 前項の場合、使用者は速やかに別に定める申込書を提出し、氏名の書換えを請求しなければならない。
(無効となる場合)	(無効となる場合)
第 11 条 <u>旧</u>おでかけパスポートは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として使用不可とする。	第 14 条 おでかけパスポートは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として使用不可とする。
(1) 記名人以外の者が使用した場合	(1) 記名人以外の者が使用した場合
(2) 券面表示事項が不明となった<u>旧</u>おでかけパスポートを使用した場合	(2) 券面表示事項が不明となったおでかけパスポートを使用した場合
(3) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号等を偽って発行した<u>旧</u>おでかけパスポートを使用した場合	(3) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号等を偽って発行したおでかけパスポートを使用した場合
(4) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用した場合	(4) 券面表示事項を塗り消し、又は改変して使用した場合
(5) 偽造、変造その他不正に作成された<u>旧</u>おでかけパスポート若しくはSFを使用した場合	(5) 偽造、変造その他不正に作成されたおでかけパスポート若しくはSFを使用した場合
(6) 使用者の故意又は重大な過失により <u>旧</u>おでかけパスポートが障害状態となったと認められる場合	(6) 使用者の故意又は重大な過失によりおでかけパスポートが障害状態となったと認められる場合
(7) 死亡又は長野市に住所を有しなくなった場合	(7) 死亡又は長野市に住所を有しなくなった場合
(8) その他不正行為と認められる場合	(8) その他不正行為と認められる場合
(紛失再発行)	(紛失再発行)
第 12 条 <u>旧</u>おでかけパスポートの記名人が、当該<u>旧</u>おでかけパスポートを紛失した場合で、記名人の氏名、生年月日及び性別の情報が本協議会のシステムに登録されている場合は、紛失した<u>旧</u>おでかけパスポートの使用停止措置を行い、再発行の手続きをする。	第 15 条 おでかけパスポートの記名人が、当該おでかけパスポートを紛失した場合で、記名人の氏名、生年月日及び性別の情報が本協議会のシステムに登録されている場合は、紛失したおでかけパスポートの使用停止措置を行い、再発行の手続きをする。
2 前項により使用停止措置を行った当該<u>旧</u>おでかけパスポートは、次の各号の条件を満たす場合に限り、使用停止申請日の3日後から14日以内に、当該<u>旧</u>おでかけパスポート裏面に刻印されたものと異なるカード番号の<u>旧</u>おでかけパスポートを再発行する。	2 前項により使用停止措置を行った当該おでかけパスポートは、次の各号の条件を満たす場合に限り、使用停止申請日の3日後から14日以内に、当該おでかけパスポート裏面に刻印されたものと異なるカード番号のおでかけパスポートを再発行する。
(1) 公的証明書等の提示により、再発行を請求する使用者が当該<u>旧</u>おでかけパスポートの記名人本人であることを証明できること。	(1) 公的証明書等の提示により、再発行を請求する使用者が当該おでかけパスポートの記名人本人であることを証明できること。
(2) 再発行申請書を提出すること。	(2) 再発行申請書を提出すること。
3 前項により再発行の取扱を行う場合は、再発行する<u>旧</u>おでかけパスポート1枚につき発行費300円を現金で収受する。	3 前項により再発行の取扱を行う場合は、再発行するおでかけパスポート1枚につき発行費300円を現金で収受する。
4 当該<u>旧</u>おでかけパスポートの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。	4 当該おでかけパスポートの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。
(免責事項)	(免責事項)

改正後	改正前
第 13 条 <u>旧</u>おでかけパスポートを紛失し、又は盗難にあった場合等に、使用者が当該<u>旧</u>おでかけパスポートの紛失再発行の取扱を行わなかった場合、或いは再発行の申し出のあった日及びその翌日における当該カードの解約や SF の使用等で生じた使用者の損害については、本協議会はその責めを負わない。 (<u>旧</u>おでかけパスポートの解約及び払戻し)	第 16 条 おでかけパスポートを紛失し、又は盗難にあった場合等に、使用者が当該おでかけパスポートの紛失再発行の取扱を行わなかった場合、或いは再発行の申し出のあった日及びその翌日における当該カードの解約や SF の使用等で生じた使用者の損害については、本協議会はその責めを負わない。 (おでかけパスポートの解約及び払戻し)
第 14 条 使用者が本協議会に対して、<u>旧</u>おでかけパスポートの解約を申請した場合、次項以下の定めにより、<u>旧</u>おでかけパスポートは解約され、本協議会は使用者に対して SF 残額の払戻しを行う。但し、その申請期限を令和 8 年 3 月 31 日までとし、この申請期限の経過後は理由の如何を問わず、その申請をすることは出来ず、SF 残額の払戻しに本協議会は一切応じない。 2 前項の規定により<u>旧</u>おでかけパスポートの解約が申請された場合、本協議会は、使用者が別に定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により、当該記名人本人であることを証明したときに限って払戻しを行う。 3 カードの返却を伴わない場合は、申請日の 3 日後から 14 日以内に払戻しを行う。 (<u>旧</u>おでかけパスポート障害者カードへの変更)	第 17 条 使用者が本協議会に対して、おでかけパスポートの解約を申請した場合、次項以下の定めにより、おでかけパスポートは解約され、本協議会は使用者に対して SF 残額の払戻しを行う。但し、その申請期限を令和 8 年 3 月 31 日までとし、この申請期限の経過後は理由の如何を問わず、その申請をすることは出来ず、SF 残額の払戻しに本協議会は一切応じない。 2 前項の規定によりおでかけパスポートの解約が申請された場合、本協議会は、使用者が別に定める申込書を提出し、かつ、公的証明書等の提示により、当該記名人本人であることを証明したときに限って払戻しを行う。 3 カードの返却を伴わない場合は、申請日の 3 日後から 14 日以内に払戻しを行う。 (おでかけパスポート障害者カードへの変更)
第 15 条 使用者が、<u>旧</u>おでかけパスポートを差し出して、<u>旧</u>おでかけパスポート障害者カードへの変更を申し出た場合、SF 残額は返金し、手数料は徴収しない。 (代理人による各種申込み等)	第 18 条 使用者が、おでかけパスポートを差し出して、おでかけパスポート障害者カードへの変更を申し出た場合、SF 残額は返金し、手数料は徴収しない。 (代理人による各種申込み等)
第 16 条 次の各号に定める取扱について、代理人による取扱を認める。 (1) <u>旧</u>おでかけパスポートの発行 (2) <u>旧</u>おでかけパスポート障害者カードへの変更 (3) 再発行の申込み及び再発行された<u>旧</u>おでかけパスポートの受取り (4) <u>旧</u>おでかけパスポートの解約 2 代理人による取扱時には、代理人本人の公的証明書等とともに、以下の各号のいずれかを提示することでそれに応じるものとする。ただし、<u>旧</u>おでかけパスポートの発行時において、引換券を差し出した場合は必要としない。 (1) 記名人本人の公的証明書等及び代理人との続柄が記載された公的証	第 19 条 次の各号に定める取扱について、代理人による取扱を認める。 (1) おでかけパスポートの発行 (2) おでかけパスポート障害者カードへの変更 (3) 再発行の申込み及び再発行されたおでかけパスポートの受取り (4) おでかけパスポートの解約 2 代理人による取扱時には、代理人本人の公的証明書等とともに、以下の各号のいずれかを提示することでそれに応じるものとする。ただし、おでかけパスポートの発行時において、引換券を差し出した場合は必要としない。 (1) 記名人本人の公的証明書等及び代理人との続柄が記載された公的証

改正後	改正前
明書等 (2) 記名人本人からの委任状 (規則等の変更) 第 <u>17</u> 条 本規則が改定された場合、以後の<u>旧</u>おでかけパスポートに係る取扱については、改定された規則を適用する。 2 本規則及び本規則に基づき定められた規定は、予告なしに変更されることがある。 附 則 本規則は、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。 附 則 本規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 6 年 6 月 17 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 6 年 8 月 29 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>本規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。</u> <u>【別表 1】</u>  <u>【別表 2】</u> 	明書等 (2) 記名人本人からの委任状 (規則等の変更) 第 <u>20</u> 条 本規則が改定された場合、以後のおでかけパスポートに係る取扱については、改定された規則を適用する。 2 本規則及び本規則に基づき定められた規定は、予告なしに変更されることがある。 附 則 本規則は、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。 附 則 本規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 6 年 6 月 17 日から施行する。 附 則 本規則は、令和 6 年 8 月 29 日から施行する。 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前						
<u>(削除)</u>	【別表】 <table border="1" data-bbox="1299 213 1924 488"> <tr> <td data-bbox="1299 213 1420 419" rowspan="3"> K U R U R U 取 扱 窓 口 </td><td data-bbox="1420 213 1924 284">くるるカードセンター</td></tr> <tr> <td data-bbox="1420 284 1924 352">アルピコ交通営業所等</td></tr> <tr> <td data-bbox="1420 352 1924 419">長電バス営業所等</td></tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1299 419 1924 488">長野市役所及び同支所・連絡所</td></tr> </table>	K U R U R U 取 扱 窓 口	くるるカードセンター	アルピコ交通営業所等	長電バス営業所等	長野市役所及び同支所・連絡所	
K U R U R U 取 扱 窓 口	くるるカードセンター						
	アルピコ交通営業所等						
	長電バス営業所等						
長野市役所及び同支所・連絡所							